

2023 年度
事業報告書

一般財団法人あんしん財団

I. 事業報告書

2023 年度 事業の概況	1
「事業運営の基本理念」及び「行動指針」	2
加入の状況	3
中小企業を支援する各種事業	4-9
1. 特定保険業	4-6
2. お客様サービス事業	7-9
社会貢献活動（CSR）とサステナビリティ、広報活動	10-13
1. 社会貢献活動（CSR）への取り組み	10-11
2. サステナビリティ	12
3. 広報活動	13
業務品質向上と内部管理体制	14-19
1. 業務品質向上	14-15
2. 内部管理体制	16-17
3. 監事による監査体制について	18-19
2023 年度の会議開催状況	20-23
1. 理事会	20
2. 評議員会	21
3. リスク管理委員会	22
4. コンプライアンス委員会	22
5. 保険金支払再審査委員会	23
附属明細書	23

2023 年度 事業の概況

当法人は、基本理念に一般財団法人及び認可特定保険業者として日本の中小企業の発展に寄与する旨を掲げ、2023 年度も「顧客本位の業務運営」の事業方針のもと、その実現に向け以下のとおり、中小企業のための特定保険業、会員事業所(保険契約者・被保険者)を支援する共益事業及び社会貢献活動に取り組んだ。

1. 特定保険業

事業総合傷害保険の引受を通じて中小企業の発展に寄与することを第一義に、認可特定保険業者として保険業法等を遵守し、適切な保険募集活動に専心した。保険募集管理態勢については、適切性を維持・向上させるため、業務推進職員（募集担当者）及び紹介業務所に対する継続的な研修、オンライン面談システムの有効活用等を実施した。また、保険金請求における顧客利便性の向上やデジタル化による事務効率向上等により、一層の迅速かつ公平な保険金支払を行い、顧客満足度のさらなる向上を図った。

2. お客様サービス事業

職場の環境改善や健康の保持増進に資するための各種補助金制度の公正・適切な運用に加え、広く中小企業における健やかで豊かな職場づくりに寄与するための啓発活動を実施した。また、会員に対する福利厚生サービス『あんしん財団 WELBOX』は、中小企業における福利厚生の充実を図るための有益なサービスであり、さらなる周知と利用促進を図った。さらに、各種セミナーは非接触型の WEB 方式に加え、新型コロナウイルス感染症の終息を踏まえて参加型のセミナーを再開し、会員にとり満足度の高いコンテンツの実施に努めた。

3. 社会貢献活動（CSR）とサステナビリティ、広報活動

日本の中小企業の持続的発展のために、社会及び中小企業が抱える課題と向き合い、事業活動を通じて社会課題の解決や社会貢献活動に取り組むとともに、世界が共通して掲げる SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みを継続した。2024 年 3 月には、「中小企業の持つ技術や日本の伝統工芸技術のあり方」を学ぶ小学生向け体験型ワークショップを、前年度に続き福島県で開催した。また、広報誌『あんしん Life』やリニューアルした当法人コーポレートサイトについて、内容の充実及び顧客利便性の向上を図るとともに、各種メディアを通じて定期的に会員や社会全般に対して情報発信を行い、当法人の事業活動の価値、理念や想いを丁寧に発信した。

4. 業務品質向上と内部管理体制

良質で有益な会員サービスを提供するため、職員の知識や多様なスキルの向上を図るための人材育成・教育研修を継続的に実施した。また、会員等からの「お客様の声」を広く収集するとともに、デジタル環境の整備を進め、業務改善や業務品質向上につなげた。

その他、障害者差別解消法が改正され、2024 年 4 月 1 日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、従業員等に対して研修を実施のうえ、e ラーニングにより、理解度を確認した。

あわせて、適切な経営態勢及び財務の健全性を確保するため、「内部統制基本方針」に基づく事業運営を行い、内部監査部門は、法令等の遵守状況、業務の執行、財産の管理及び内部管理体制に関する適切性、有効性について内部監査を実施するとともに、監事及び法務・コンプライアンス部との連携を密にし、内部監査品質の向上を図った。

「事業運営の基本理念」及び「行動指針」

当法人は役職員全員が意思統一を図りながら、健全かつ適切な業務運営を行うため、「事業運営の基本理念」及び「行動指針」を明文化しており、2023年度においても、これらに則り事業活動を行った。

1. 事業運営の基本理念

あんしん財団は、日本経済発展の基盤である中小企業を支援する一般財団法人として認可特定保険業及び災害防止・福利厚生等お客様サービス事業の運営を通じ中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与します。

あんしん財団は、つねに中小企業の方々の立場に立ち、中小企業にとり真に有益なサービスとは何かを考え、社会に貢献する事業内容の向上に努めます。

あんしん財団は、中小企業の方々から信頼される一般財団法人として、その事業活動の価値を広く社会から認められるよう、役職員全員が不断の努力を続けてまいります。

2. 行動指針

(1) 社会貢献

一般財団法人として社会における存在価値を高め、全ての事業を通じて積極的に社会貢献活動に取り組みます。

(2) 改革改善

中小企業のさまざまな問題を的確に把握し、社会ニーズに適合した事業内容の改革・改善に努めます。

(3) コンプライアンスの重視

定款、約款、事業方法書等を遵守し、法令等コンプライアンス遵守「知行合一」のもと日々の業務に取り組みます。

(4) 業務品質向上

つねに高い知識や技術の習得に努め、これを結集して一般財団法人として高品質の事業・サービスを提供します。

(5) 反社会的勢力の排除

社会の秩序安全に脅威を与える反社会的な勢力とは一切関係を持たず、断固としてこれを排除します。

(6) 人材育成

つねに組織・個人の成長と会員満足度の向上を目指して、積極的に人材の育成に取り組みます。

加入の状況

2023年度も、年間を通じて、ダイレクトメールや紹介業務所・会員・諸団体からの紹介情報、コーポレートサイトからの資料請求等に基づき、業務推進職員（募集担当者）による適切な募集活動を推進した。

期首被保険者数 (2023年3月)	新規加入者数 (含む増員)	退会者数 (含む減員)	期末被保険者数 (2024年3月)
558,349人	66,134人	76,556人	547,927人

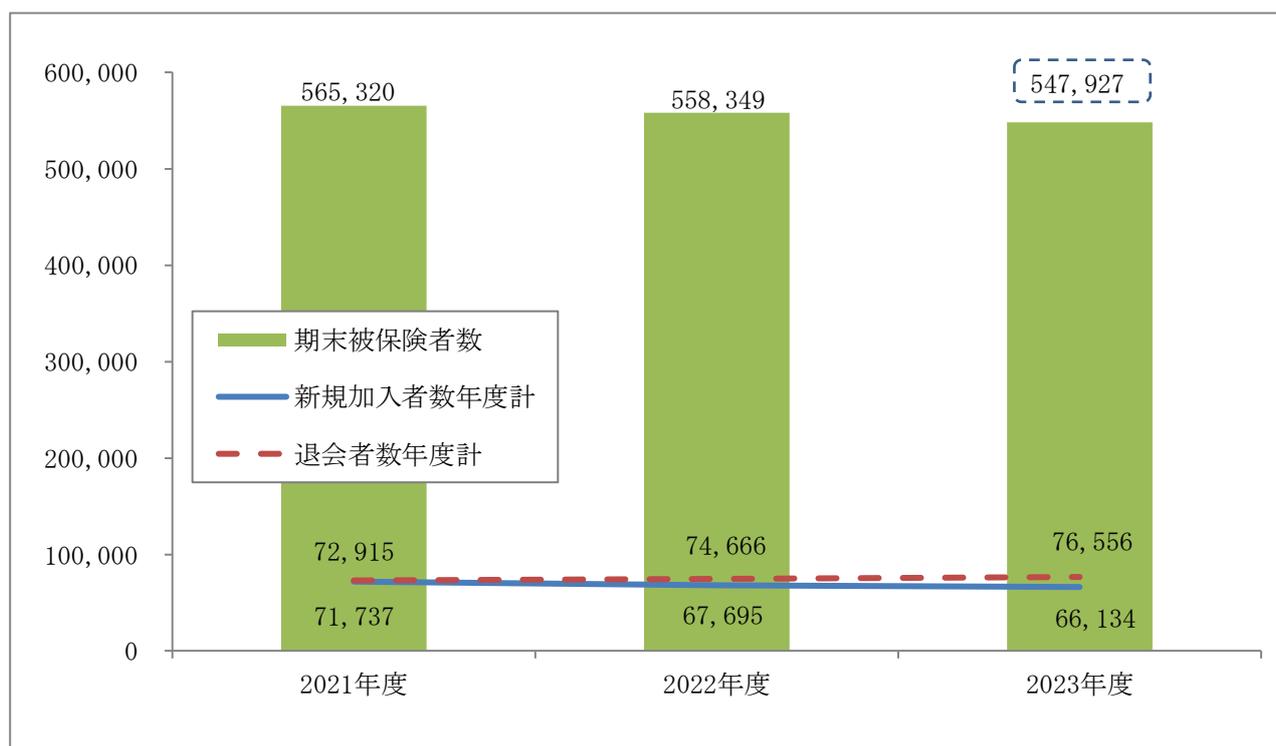
※新規加入者数：2023年4月～2024年3月に加入した被保険者の数

※退会者数：2023年4月～2024年3月に退会した被保険者の数

※期首・期末被保険者数：3月末日の被保険者数

新規加入者数、退会者数及び被保険者数の動向

(単位：人)



※期末被保険者数は各年度の3月末日の被保険者数

中小企業を支援する各種事業

当法人では、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与するため、「事業総合傷害保険」を取り扱っており、特定保険業（ケガの補償）に加え、災害防止・福利厚生事業（お客様サービス事業）を展開している。

特定保険業では、死亡・後遺障害・入院・通院及び往診を補償している。お客様サービス事業では、災害防止事業で職場環境改善のための補助金制度、労働安全衛生意識の向上を図る啓発活動等を実施している。

また、福利厚生事業では、職場における健康管理のための補助金制度、『あんしん財団WELBOX』、使用者賠償責任保険制度を提供している。

1. 特定保険業

～業務上・業務外のケガに対する補償～

(1) 概要

1) 保険募集

認可特定保険業者として「顧客本位の業務運営」の実現に向け、契約者・被保険者保護を第一とした適正な保険募集を行うための職員研修を実施し、個々の職員の専門性向上を図った。

また、紹介業務所（見込客情報の提供）の新規委託先及び既委託契約先に対し、ガイドブック等を用いて業務全般の説明と研修・理解度テストを実施し、紹介業務所の業務品質の向上を図る等、保険募集管理態勢の適切性の維持・向上に努めた。

また、保険募集活動が適切になされているかについては、本部担当部署による管理・監督のほか、支局・支所においても四半期ごとに自主点検を実施した。

2) 保険金支払

2023年度は、事故受付件数が17,065件と前年度より966件減少し、保険金支払実績は、支払件数17,661件、支払総額3,383,132千円となり、前年度に比べ、支払件数は629件の減少、支払金額は118,444千円の増加となった。

支払手続きにおける顧客満足度については、前年度同様の94%の評価を得た。

(2) 事業報告

1) 保険募集

① 募集コンプライアンス

募集コンプライアンス徹底のため、契約者に対する商品説明・保険募集を行う者は当法人の職員に限定し、2023年度は業務推進職員（募集担当者）に対する全体研修を4回実施するとともに、理解度確認のためeラーニングテストも実施した。

また、保険募集管理態勢の適正確保の観点から、引受基準の整備と適正なアンダーライティング、募集ツールや業務プロセスの見直し等についても継続的に取り組んだ。

② 会員情報の適切な管理

会員から取得した会員情報は適切かつ正確に登録・最新化するとともに、セキュリティ確保及び事務効率化等の観点から申込書や関連重要書類はPDF化することにより、会員情報管理態勢の適切性の維持・向上を図った。

また、業務オンライン画面の整備により会員からの契約内容の照会や問合せに迅速に対応することで、顧客満足度の向上を図った。

③ 適切な会費収納の実施

会費の収納については、金融機関・収納代行業者による振替に限定し、確実な会費収納に努めた。

2) 保険金支払

① 保険金の種類別の支払実績(支払件数・支払金額)

(単位：件・千円)

保険金の種類	区分	2023年度	2022年度	増減	対前年比	
通院	件数	14,367	14,957	-590	96.1%	
	金額	481,220	503,196	-21,976	95.6%	
入院	件数	2,638	2,656	-18	99.3%	
	金額	420,162	422,904	-2,742	99.4%	
往診	件数	4	4	0	100.0%	
	金額	40	28	12	142.9%	
後遺障害	1級	件数	24	15	9	160.0%
		金額	440,000	286,200	153,800	153.7%
	2級 ～14級	件数	548	575	-27	95.3%
		金額	511,710	442,360	69,350	115.7%
	合計	件数	572	590	-18	96.9%
		金額	951,710	728,560	223,150	130.6%
死亡	件数	80	83	-3	96.4%	
	金額	1,530,000	1,610,000	-80,000	95.0%	
合計	件数	17,661	18,290	-629	96.6%	
	金額	3,383,132	3,264,688	118,444	103.6%	

② 免責等の状況

2023 年度に電話等により受付した事故報告件数 17,065 件のうち、868 件が疾病や腰痛等、保険金の支払対象とならない案件であった。

③ 保険金請求の利便性向上

会員が事故報告と保険金請求を 24 時間いつでも行えるようコーポレートサイト上に設置している事故報告受付フォームと保険金請求フォームにより、顧客利便性のさらなる向上を図った。

あわせてコーポレートサイトでは、「保険金の請求方法」や「保険金請求書類の記入方法」等の動画コンテンツを充実させ、保険金請求手続き方法をわかりやすく会員に案内した。

④ 適正な保険金支払のための外部専門機関等の活用

i 専門医師への医療相談の実施

審査にあたり、後遺障害その他高度な医学的判断を要する案件に関して、専門医師への相談を都度実施し、適正な支払認定に努めた。

ii 専門機関の活用

遠隔地において発生した事故、複雑または高度な事故案件については、積極的に外部の調査・鑑定等の専門機関を活用した。

2. お客様サービス事業

～中小企業の労働安全衛生の向上と福利厚生の実施のために～

(1) 災害防止事業

1) 概要

中小企業における労働災害の防止、労働安全衛生に関する意識の向上を図ることを目的とした各種事業を実施し、安全で快適かつ健康的な職場づくりの取り組みを支援した。

2) 事業報告

① 事業所の安全衛生化促進への補助（職場の環境改善のための補助金制度）

職場における労働災害防止等、安全衛生向上のための投資促進につながるよう、要した費用の一部を補助し、安全で快適な職場づくりを支援した。

補助金制度	件数（台数）
安全衛生設備等設置（購入）に対する補助	8,656 件
動力プレス機械特定自主検査実施に対する補助	741 件 (2,338 台)
フォークリフト特定自主検査実施に対する補助	2,360 件 (3,546 台)
作業環境測定の実施に対する補助	449 件
特殊健康診断の実施に対する補助	1,221 件
ゼロ災運動研修会等への参加に対する補助	7 件
安全運転教育研修への参加に対する補助	3 件
運転適性診断の受診等に対する補助	399 件
AED 等職場の救急対策用設備の設置（購入）に対する補助	51 件

② 労働安全衛生意識の向上を図る啓発活動

事業所の経営者及び従業員の安全衛生意識向上のため、各種講演会や講座のWEBセミナーをオンデマンド形式で配信のほか参加型の講座も実施した。

また、安全衛生に関するポスター等の配布、従業員の安全教育のための視聴覚教材の無料貸出しを実施した。

i 研修会、講演会等の開催

内 容	開催数 (再生回数/参加者数)
WEB 労働安全衛生講演会	2 回(77 再生)
WEB 労働安全教育講座	2 回(326 再生)
WEB 安全教育動画	30 回(本) (7,892 再生)
体感型安全教育講座 (参加型)	1 回 (10 人)

ii ポスター等の配布及び視聴覚教材の無料貸出し

内 容	配布数 利用事業所数 (本数)
年間標語ポスター	3,605 事業所
全国安全週間、全国労働衛生週間ポスター	全会員事業所及び その他 1,895 部
視聴覚教材(DVD)の無料貸出し	73 事業所(346 本)

iii 防災・救命技能の普及促進

内 容	開催数 (参加者数)
普通救命講習 (参加型)	1 回(20 人)

③ 健康の保持増進支援

経営者及び従業員の健康保持増進のため、健康増進動画、生活習慣病予防講座のWEBセミナーをオンデマンド形式で配信した。

また、運動習慣を持つことは健康保持増進のみならず、ケガの防止にも有効であることから、動機づけや機会提供のため、WEB版の健康ウォーキングを開催した。

内 容	開催数 (再生回数/参加者数)
WEB 健康増進動画	3 回 (168 回)
WEB 生活習慣病予防講座	4 回(220 再生)
WEB 健康ウォーキング大会	1 回(1,000 人)

(2) 福利厚生事業

1) 概要

中小企業における活力ある職場づくり、従業員の採用や定着による事業所の安定経営に資するため、幅広い福利厚生事業を展開した。

2) 事業報告

① 職場における健康の保持増進等への補助

中小企業の保健・衛生管理支援のための定期健康診断等の受診、介護等に関する資格取得促進のための補助を実施した。

なお、定期健康診断補助金制度については、「労働安全衛生規則第 43 条および第 44 条に定められた『定期健康診断』受診の普及・促進」を目的として 2003 年 4 月から実施してきたが、現在では受診率も高まり、制度の目的である「受診の普及・促進」の役割は終えたという状況を踏まえ、2024 年 3 月 31 日の受診分をもって終了となることを会員等に周知した。

補助金制度	申請者数
定期健康診断の受診に対する補助	143,041 人
人間ドックの受診に対する補助	32,065 人
ホームヘルパー等資格取得に対する補助	21 人

② 福利厚生サービスの利用促進

2018 年度から導入している株式会社イーウェルが提供する福利厚生サービス(商品名:『あんしん財団 WELBOX』)を通じて、レジャー、スポーツ、グルメ、エンターテインメント、健康・美容、育児、自己啓発等の多彩なメニューから利用者のニーズにあったサービスの提供を行った。

③ 使用者賠償責任保険制度

2013 年度より当法人を保険契約者(保険料負担者)、会員事業所を被保険者とする使用者賠償責任保険契約を損害保険会社との間で締結し、自動付帯のサービスとして提供している。

近年、労働者の権利意識の高まりにより、労働災害発生時に企業側が使用者責任を問われるケースが増加し、使用者賠償責任保険は企業防衛上不可欠なものになっている。

会員事業所からの評価・ニーズも高いことから、引き続き 2023 年度も福利厚生事業の一環として、本サービスを提供した。

社会貢献活動（CSR）とサステナビリティ、広報活動

1. 社会貢献活動（CSR）への取り組み

～中小企業で働く人々及び次世代の子どもたちへ向けて～

（1）概要

日本の中小企業を支援する一般財団法人としての社会的使命を果たすべく、2014年度から実施している社会貢献活動については、中小企業や現代社会が抱えるさまざまな課題と向き合い、「未来を担う子どもの育成」「経営者と働く人の心と体の健康」「女性活躍推進・働き方改革支援」といったテーマを掲げて取り組んだ。

（2）活動報告

1) 未来を担う子どもの育成

① はたらく人を応援する こども作文コンクール

—「ありがとう」感謝の心を、未来へつなぐ。—

中小企業で働く人たちを応援するとともに、これからの日本の未来を切り開く子どもたちに将来の職業観と勤労意欲を持ってもらうため、「第10回はたらく人を応援する こども作文コンクール『ありがとう』感謝の心を、未来へつなぐ。」を実施した。2023年度は、前年度に続き2万点を超える作品応募（21,628点）があり、入賞作品については読売新聞、読売KODOMO新聞、当法人コーポレートサイト及び広報誌で紹介した。

② 中小企業の技を、未来を担う子どもにつなぐ 『“ワザ伝”プロジェクト』

中小企業の持つ技術や日本の伝統工芸技術のあり方を学ぶ機会を子どもたちに提供することで、日本の中小企業の素晴らしさを伝え、職業や職種の選択肢の幅を広げ、多様で豊かな職業観の育成のため、キッズワークショップを実施した。2023年度は、前年度に続き福島県で小学生向け体験型ワークショップ（全9プログラム）を2024年3月に開催した。

2) 経営者と働く人の心と体の健康のための取り組み支援

『こころの“あんしん”プロジェクト』『AMAROK 経営者健康あんしんアクションプロジェクト』

中小企業のメンタルヘルス対策の一環として、経営者、人事担当者、各専門家に向け、当法人と専門機関との共同研究・調査で得られた知見等、「中小企業で働くすべての人の心と体の健康」をテーマとした有益な情報発信を、専用サイト等を通じて実施した。

3) 中小企業の女性活躍推進・働き方改革への取り組み支援
『はたらく×らいふプロジェクト』

労働力人口の減少が進む中、中小企業の人材の確保や働き方改革支援の一環として、経営者、人事担当者、働く女性やこれから社会に出る女性、共働き夫婦等に向け、「はたらく女性と企業に寄り添う」をテーマとした有益な情報発信を、専用サイト等を通じて実施した。

2. サステナビリティ

～当法人における SDGs への取り組み～

(1) 概要

現代において、サステナビリティ（持続可能性）は世界共通の重要課題であるとの認識のもと、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献するため、当法人の事業内容の特長を活かしつつ諸活動に取り組んだ。

(2) 活動報告

1) 当法人の特定保険業、お客様サービス事業、社会貢献活動を通じた貢献

前述の各事業及び社会貢献活動を通じ、現在活動中の中小企業における「経営の安定」「労働安全衛生の向上」「福利厚生の充実」に広く貢献するとともに、未来の中小企業並びに次世代を担う人材を支援、育成することに注力した。

2) 環境に配慮した事業活動

新規加入を検討している顧客に対しては積極的にオンライン面談システムを活用することで業務車両の使用を抑制するとともに、業務車両全車へのテレマティクス（通信機能を備えた車載機）搭載により各車両の運転挙動を上司や車両管理部門が随時把握することで、安全運転教育への反映とあわせてロングアイドリング等を抑制し、CO2 排出量の削減につなげた。

さらに、2023 年度は、業務車両の稼働率を検証し余剰車の削減に取り組み、約 34%（37 台）の業務車両削減を実施した。

また、電子的ワークフローの積極的な活用等により紙資源を節減するとともに、財務活動においては SDGs に貢献する事業の資金調達を目的とした債券である SDGs 債への投資を行い、発行事業体における SDGs への取り組みを支援した。

3. 広報活動

～当法人の事業、活動をよりご理解いただくために～

(1) 概要

中小企業の健全な発展を支援するという理念のもと、各種メディアを通じた広報活動を展開し、当法人の特定保険業等の事業やサービスを社会へ積極的にPRし、知名度と認知度の向上を図った。

(2) 活動報告

1) 広報誌『あんしん Life』の発行

会員に対して経営に役立つ情報発信を行うとともに、補償内容及び保険金請求方法、補助金申請方法、『あんしん財団 WELBOX』等、当法人のサービス内容を丁寧にわかりやすく伝えた。

また、会員事業所のさまざまな方にご覧いただけるWEB版は、動画再生や音声読み上げ機能を活用し、内容の充実を図った。

2) ディスクロージャー

当法人の事業内容及び財務状況等をコーポレートサイトで広く公開するとともに、『事業のご案内』を制作した。

3) コーポレートサイト

おケガの連絡や補助金申請、契約内容の変更などの連絡先をトップページのわかりやすい場所に設置したほか、各種サービスの利用方法について、動画等も活用し、会員にとって分かりやすく、使いやすいよう、リニューアルを実施した。

また、媒体の特性を活かし、補助金申請における不備書類のアップロード機能、事故報告受付フォーム及び保険金請求フォームの設置や、「保険金の請求方法」、「WEBセミナー」など動画コンテンツのさらなる充実を図った。

4) 各種メディアによる広報活動

社会全般の中小企業、従業員やそのご家族、諸団体等、幅広いステークホルダーに当法人の理念と事業活動について周知・理解向上及び募集活動の支援を図るため、テレビCMのほか、新聞・ラジオ等のマスメディア、WEB媒体や看板広告、市電車両ラッピング、また、将棋界最高位のタイトル戦『竜王戦』の協賛等を通じて広報活動を行った。

5) 社会貢献活動の広報・PR

中小企業を支援し、その持続的発展のために取り組んでいる社会貢献活動について、具体的な実施状況や反響、今後の予定等の情報発信を、広報誌『あんしん Life』やホームページ等を通じて定期的に実施した。

業務品質向上と内部管理体制

1. 業務品質向上

良質で有益な会員サービスを提供するため、常に職員の知識や多様なスキルの向上を図るとともに、デジタル技術の普及をはじめとした社会環境変化に注視しつつ、会員・非会員からの「お客様の声」を広く収集し、業務改善や業務品質向上につなげた。

(1) 多様なスキルを高めるための人材育成・教育研修

1) 損害保険本科講座の履修

2017年度から、公益財団法人損害保険事業総合研究所が主催する、損害保険の基本的かつ体系的な知識の習得を目的とした「損害保険本科講座」の受講を開始している。

2023年度は、第6期生（2022年度受講者）6名が同講座を修了した。

なお、第7期生（2023年度受講者）として9名が新たに受講を開始した。

2) 自己啓発、資格取得の推奨

多様なスキルを高めるための施策として、前年度と同様に IT・デジタル関連の通信教育講座の受講や資格取得を中心に、自ら学んだことを積極的に資格取得につなげることを推奨した。

その結果、IT・デジタル関係の資格だけでなく金融関係の資格取得にもつながり、全体で19の資格取得となった。

3) 業務に精通するための職員研修態勢の充実

適正な保険募集管理態勢の確立と契約者・被保険者保護等の徹底を目的として、業務推進職員（募集担当者）に対し、年4回の「会員募集活動等に関する支局向け研修」を開催し、研修終了後はeラーニングテストにより理解度の確認を行った。その他にも募集コンプライアンス体制の底上げを図るために入団1・2年目及び5～7年目の業務推進職員に対して階層別のコンプライアンス研修を実施した。

支局・支所の職員向けに募集コンプライアンス、引受基準、マーケティング力の強化等、保険募集に必要な専門的な知識やスキルを習得するための教育研修を継続的に実施した。

また、本部職員についても、保険金支払業務をはじめとして、各部署の専門的業務に求められる知識・スキルの向上を目的に顧問医による医学知識の研修や外部講師による電話対応研修等を実施した。

なお、研修終了後は必要に応じてeラーニングテスト等により、理解度や知識の習熟度の確認を行った。

(2) 業務改善・品質向上に向けた取り組み

1) 「お客様の声」受付管理態勢の活用

2023年度は、86件の「お客様の声」(会員等からの苦情・要望・意見・激励等)が寄せられ、それぞれ受付・対応・記録を行うとともに業務改善や顧客利便性の向上等に活用した。

また、「お客様の声」の受付・対応状況は定期的に役員へ報告を行い、職員に対しても月次レポートを通じて情報と認識の共有を行い、改善取り組みに活かした。

なお、2024年1月に直接苦情を受け付ける専用窓口として「お客様の声専用ダイヤル」を設置し、受付体制の充実・強化を図った。

2) 募集品質の向上

保険募集に係る各種ツールの整備・充実を図るとともに、「重要事項説明書」を使用し、契約にあたっての理解・判断に必要な情報を丁寧かつ分かりやすく説明した。

また、申込書等の記載に不備や誤りがないかについて十分な確認を行う等、募集品質の向上に努めた。

さらに、オンライン面談システムを活用し、契約以前の制度説明等は非接触型面談にて実施できる態勢としつつ、新規契約の際には業務推進職員(募集担当者)が顧客の事業所を直接訪問する基本方針を堅持した。

3) 契約管理態勢の強化及び各種統計の整備

自動継続による更新証の送付時には、契約内容の確認と是正手続きを促すツールを同封する等の適切な契約保全の履行や契約者との接点強化のための施策により、契約管理態勢を強化した。

また、各種保険収支や契約状況の分析等を実現するために各種統計整備を促進した。

4) 顧客本位のデジタル環境の整備

電子的ワークフローの利用範囲拡大やデジタル技術を利用した各種システムの導入を推進し、業務品質の向上に繋げた。

5) 障がい者の顧客に対する合理的配慮

障害者差別解消法が改正され、2024年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、「障がい者対応マニュアル」を制定し、従業員等に対して周知した。

2. 内部管理体制

役職員全員が当法人の業務運営、社会的責任を十分認識し、会員からの信頼を得て、業務の有効性及び効率性の向上に継続的に取り組み、健全かつ適切な業務運営を行うため、「内部統制基本方針」に基づいた事業運営に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、役職員の健康、事業運営の安定性確保の観点から、感染拡大防止のための諸取り組みを継続して実施した。

(1) リスク管理態勢

経営環境の変化等のさまざまなリスクを的確に把握・管理することが最重要であるとの認識のもと、「内部統制基本方針」及び「リスク管理に関する基本方針」に基づき、組織一体となったリスク管理に努めた。再発防止に向けたリスク事象管理への取り組みに加え、2023年度も事業継続計画（BCP）に基づく各部署訓練を実施した。

職位あるいは職務内容に関わりなく、役職員全員がリスク管理に対する役割と責任を負うことを基本とし、理事会、リスク管理委員会、各部署の3階層がそれぞれの役割を果たすことで、実効性を確保できる体制を維持した。

(2) 契約者・被保険者保護を図るための体制

1) 契約者・被保険者保護を図るための体制

認可特定保険業者として、保険業法等を遵守し、保険募集管理態勢の適正確保を念頭に、組織を挙げて契約者・被保険者保護の徹底を図るべく、引き続き募集活動の品質向上に努めた。

2) 個人情報保護態勢

個人情報保護マネジメントシステム（PMS）に基づくPDCAサイクルを適切に運用し、個人情報の保護に努めた。

また、職員に対して個人情報に関する知識の習得を目的とした定期的な教育・研修の実施や、個人情報管理士資格を取得させる等の施策を実施してスキルアップを図った。

なお、個人情報保護認証については2024年3月末で有効期限を迎えたため、一般社団法人日本個人情報管理協会（JAPiCO）による更新審査を受け2026年3月までの2年間の認証を取得した。

(3) コンプライアンス推進態勢

コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンスに係る基本方針、諸規程、実践計画（コンプライアンス・プログラム）に基づき、「コンプライアンス教育・研修」、「コンプライアンス事象管理」、「コンプライアンス・ガバナンスの確保」を通して、健全かつ適切に運営した。

1) コンプライアンス・プログラム

① コンプライアンス教育・育成

新入団職員向けのコンプライアンス研修のほか、従業員等向けにコンプライアンス注意事例等を取り上げての研修を実施した。

- ・従業員等向けコンプライアンス研修（2回）、理解度テスト（2回）
- ・新入団職員向け研修（12回）
- ・入団1・2年目業務推進職員向け研修（1回）
- ・入団5～7年目業務推進職員向け研修（1回）

② コンプライアンス管理

個人情報漏えい事象及びコンプライアンス事象について、コンプライアンス委員会を通して発覚経緯、事後対応を確認するとともに原因分析をして再発防止に努めた。発生した事象についてはコンプライアンス研修により従業員等に共有した。

- ・コンプライアンス・モニタリング（1回）

③ コンプライアンス・ガバナンス

コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス取り組みに関する審議を行うとともに業務運営が公正かつ適切に実施されていることを確認した。

- ・コンプライアンス委員会開催（4回）

（4）内部監査体制

内部監査部門である監査部は、「内部監査基本方針」及び「内部監査規程」に基づき、独立性と客観性を維持し、法令等の遵守、業務の執行、財産の管理及び内部管理体制に係る適切性、有効性について内部監査を実施した。

また、監査法人及び監事と適時適切に情報共有を行い、監事及び法務・コンプライアンス部との連携を密にするとともに、監査計画・監査プログラムの基となるリスク評価を的確に行うことにより監査品質の継続的向上を図った。

3. 監事による監査体制について

監事は独立した機関として、「内部統制基本方針」、「監事監査規程」等に基づき、当法人の財産の状況及び理事の業務執行が適正かつ効率的に正しく行われているかについて公正不偏の立場で監査を実施した。

(1) 会計監査

- 1) 2022年度決算に関し、計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について、任意契約による監査を委託している PwC Japan 有限責任監査法人（以下「監査法人」という）と意思疎通及び情報交換を図り、監査法人の監査の実施状況について報告を受けるとともに、必要に応じて説明を求め、その内容を参考に会計帳簿及びこれに関する資料について監事による会計監査を実施した。（2023年5月）
- 2) 2023年4月から2024年3月に亘り、経理部への月次監査（財産の状況、対予算経費執行状況、対前年比経費執行状況、理事関連経費等）を実施した。

(2) 業務監査

- 1) 保険業の基幹業務である「保険金支払管理態勢」について、認可特定保険業者として健全かつ適切な業務運営及び顧客サービス向上に向けた業務等の実施状況の観点から監査を実施した。当法人における業務執行上の重要な会議や各委員会へ出席をし、内部監査部門との連携を図ることで、認可特定保険業者として健全かつ適切な業務運営及び顧客サービス向上に向けた業務改善等の観点から理事の業務執行の監査を実施した。また、静岡支局への往査を実施し、支局長や業務推進職員等との面談を通じて支局業務の遂行状況等について確認を行った。
- 2) リスク管理委員会、コンプライアンス委員会及び業務執行理事連絡会等の重要会議にそれぞれ出席した。
- 3) 常勤・非常勤監事と理事長の意見交換会を開催し、経営計画の全体的な進捗状況等に関する質疑応答、意見交換を実施した。（2023年9月13日、2024年3月7日）
- 4) 常勤・非常勤監事と業務執行理事の意見交換会において、経営計画、事業計画に基づく各業務執行理事の担当別の課題進捗等について質疑応答、意見交換を実施した。（2023年9月19日、2024年3月12日）

(3) 理事会・評議員会への出席

5回の定時・臨時理事会及び2回の定時・臨時評議員会に出席した。

(4) その他

監事は、内部監査部門や監査法人等と緊密な連携を維持し、相互に積極的な情報交換を行うこととしており、以下の会議等を通じて意思疎通を図った。

1) 監事、監査部、法務・コンプライアンス部による連絡会議の開催
(2023年8月28日、2024年2月22日)

2) 監事と監査法人との報告会議等

2023年5月30日(2022年度決算監査結果報告)、11月24日(2023年度監査計画概要)、2024年1月29日(期中監査結果報告)にそれぞれ PwCJapan 有限責任監査法人と既定の会議を開催し、報告に基づく質疑応答等を実施した。

2023 年度の会議開催状況

理事会、評議員会、その他委員会を次のとおり開催した。

1. 理事会

回数	開催区分	開催日・主な審議事項
第 1 回	定時	2023 年 6 月 7 日 ・ 2022 年度事業報告及び決算について ・ 役員候補者の推薦について ・ 評議員候補者の推薦について ・ 一般財団法人あんしん財団 加入者サービス規約の改正について 他 4 項目 他報告事項 5 項目
第 2 回	臨時	2023 年 6 月 23 日 ・ 理事長及び業務執行理事の選定について ・ 役付理事の選定について ・ 役員報酬等について 他 2 項目
第 3 回	臨時	2023 年 9 月 29 日 ・ 2024 年～2026 年度「広報誌」業者選定について ・ 利用者賠償責任保険「本年度更改保険料」について ・ 支局の統合及び支所の廃止について 他報告事項 1 項目
第 4 回	臨時	2023 年 11 月 15 日 ・ 2024 年度 J R 新宿ミライナタワーに関する賃料の支出について ・ お客様サービス事業部所管の諸規程の改正について ・ 役員報酬規程（家賃手当）の改正について（役員等の報酬・退職慰労金並びに費用に関する規程の改正） 他 1 項目 他報告事項 4 項目
第 5 回	定時	2024 年 3 月 21 日 ・ 2024 年度事業計画及び予算について ・ 北陸支局富山支所の開設について ・ 役員賠償責任保険（D & O 保険）の締結について 他 2 項目 他報告事項 3 項目

2. 評議員会

回数	開催区分	開催日・主な審議事項
第1回	定時	2023年6月23日 ・2022年度決算について ・役員の選任について ・評議員候補者の推薦について 他1項目 他報告事項1項目
第2回	臨時	2023年11月30日 ・役員報酬規程（家賃手当）の改正について（役員等の報酬・退職慰労金並びに費用に関する規程の改正） 他報告事項1項目

3. リスク管理委員会

当法人における各種リスクの状況を把握・管理し、リスクの及ぼす影響を正確に把握し、的確な対応を行うべく、リスク管理態勢が有効に機能・維持されているか検証・協議を行うため、リスク管理委員会を設置している。2023年度は11回開催した。

回数	開催日	審議・報告件数
第1回	2023年4月25日	審議3件・報告4件
第2回	2023年5月23日	審議2件・報告1件
第3回	2023年6月27日	審議2件・報告5件
第4回	2023年7月25日	審議2件・報告2件
第5回	2023年8月29日	審議2件・報告1件
第6回	2023年9月27日	審議2件・報告2件
第7回	2023年10月31日	審議2件・報告4件
第8回	2023年11月28日	審議3件・報告2件
第9回	2023年12月26日	審議2件・報告2件
第10回	2024年1月30日	審議2件・報告4件
第11回	2024年3月26日	審議4件・報告4件

4. コンプライアンス委員会

当法人のコンプライアンス態勢の構築・維持・管理を目的として、財団外部委員及び財団内部委員からなるコンプライアンス委員会を設置している。2023年度は4回開催し、コンプライアンスに関する各種取り組みについて審議を行った。

回数	開催日	審議・報告件数
第1回	2023年4月27日	審議2件・報告9件
第2回	2023年7月5日	審議1件・報告7件
第3回	2023年10月30日	審議1件・報告4件
第4回	2024年2月7日	審議2件・報告4件

5. 保険金支払再審査委員会

契約者保護の観点から適正な保険金支払を担保するため、財団外部委員及び財団内部委員からなる保険金支払再審査委員会を設置している。2023年度は4回開催し、4件の審査を行った。

回数	開催日	審査件数
第1回	2023年5月19日	1件
第2回	2023年7月21日	1件
第3回	2023年10月20日	1件
第4回	2024年2月16日	1件

附属明細書

特に記載する事項はありません。